



運賃認可の処理方針 改正案への パブリックコメント提出

全自交労連は、国土交通省が募集している「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」等の一部改正案に関するパブリックコメントを11月24日(木)提出した。

改正案の概要は、現状では運賃改定の申請率が7割以上となった場合でも、運賃改定手続き開始には、申請期間の3ヵ月を経過する必要があったが、迅速な行政手続きを進める観点から、申請率が7割以上となった時点で3ヶ月を待たずして手続き開始を出来るようにするというものである。この改正案に対して全自交労連が提出したパブリックコメントの主な概要は以下の通り。

- ・申請率が7割以上となった時点で運賃改定手続きを開始出来るようにするという改正は支持する。
 - その上で、
 - ・運賃原価の算定に当たっては、他産業との賃金格差を改善しうる「固定的な人件費」を算定の基礎とするよう求める。
 - ・申請実務の更なる簡素化を求める。
 - ・特に小規模事業者を対象とした申請手続き方法についての講習会を実施し、申請の意思を持ちながら手続きが複雑なことから申請自体を躊躇する事業者が現れないよう求める。
- といった事項を中心に意見を表明しました。

ハイタク労働者の適正な賃金を獲得する為には運賃改定は必要不可欠です。
全自交はこれからも労働条件改善に直結する運賃改定の実現を目指します。